

**【すでに払い戻し期限が過ぎている公演で、払戻されなかったお客様】**

- ① 公演一覧よりチケットを購入、もしくは、予約された公演を主催者情報をご確認ください。
  
- ② すでにチケットの払い戻し期間が終了している場合でも、主催者に対して寄付の意思を表明し、払戻されなかったお客様は同制度を利用することができます。  
下記詳細をご確認頂き、記入用紙に記入した後、各該当公演の主催会社にお送りください。

利用希望のお客様は「払戻請求権放棄に係る宣誓書」をご記入のうえ、該当公演の主催者にメール、FAX、郵送などでお送りください。書類確認後、チケットの購入・予約後の入金の実績があるかを確認いたします。

- ③ 「払戻請求権放棄証明書」「指定行事証明書（写し）」を主催者より郵送いたします。  
※紛失などによる各種証明書の再発行はいたしかねますので、確定申告時まで大切に保管してください。

- ④ お客様の確定申告の際に、③の2点の証明書とともにご申告ください。寄附金として税優遇の対象となります。  
※確定申告は e-Tax（国税電子申告・納税システム）を活用することで、申告に必要な証明書の提出を省略することができます。確定申告に関する詳細は最寄りの税務署にご相談ください。